

伊勢原市認定保育施設補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項ただし書に基づき、保育所が十分整備されていない地域において、認定保育施設に入所している保育に欠ける児童に対し適切な保護を加えるための事業を実施する者に対し、補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、認定保育施設とは、法第59条の2の規定に基づく届出を行っている私設保育施設であって、保育に欠ける児童を保育することを目的として設置され、市長が適当と認める保育施設をいう。ただし、事業所内に設置された保育施設は除くものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）に係る経費は、次に掲げるものとする。ただし、第3号から第5号までは、市内の認定保育施設のみを補助の対象とする。

(1) 児童処遇助成費 入所児童の処遇向上を図るために要する費用

(2) 児童処遇助成費加算

ア 兄弟入所児童減免加算 兄弟入所児童の第2子以降の児童に係る保護者負担を軽減するための経費

イ 母子・父子家庭等児童減免加算 母子・父子家庭等の入所児童に係る保護者負担を軽減するための経費

(3) 特別保育費 11時間を超えて延長保育を実施するための費用及び休業日に休日保育を実施するための費用

(4) 認定化促進事業費 私設保育施設が防災・衛生面等の設備整備により認定の要件を満たすこととなる場合又は既に認定されている施設が面積の拡大や便所の増設等の整備を行うことにより定員増が図られる場合の設備整備に係る経費及び私設保育施設が移転により防災・衛生面等の設備を改善し、認定の要件を満たすこととなる場合の移転に係る経費

(5) 緊急通報機器整備費 児童等の安全を確保するために警察への通報システムを整備する費用

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助事業の経費に係る補助金の額は、別表により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、認定保育施設補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、認定保育施設補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付条件）

第6条 規則第9条に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の経費に係る内容を変更する場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行の状況及び経費の使途について、常時明確に把握しておかなければならない。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、年2回に分けて行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとするときは、認定保育施設補助金交付請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 認定保育施設補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（変更の承認）

第8条 第6条第1号及び第2号に規定する承認を受けようとする場合は、認定保育施設補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果事業の変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、認定保育施設補助事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更交付申請等）

第9条 第6条第1号の規定に該当する場合において、既に交付の決定を受けた補助金の額の変更を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、認定保育施設補助金変更交付申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、認定保育施設補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第11条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、1部とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(伊勢原市小規模保育施設補助金交付要綱の廃止)

2 伊勢原市小規模保育施設補助金交付要綱(昭和53年伊勢原市告示第28号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の規定により平成13年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市認定保育施設補助事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市認定保育施設補助事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

伊勢原市認定保育施設補助金交付基準

経費名	対象経費	補助基準額
児童処遇助成費	認定保育施設補助事業補助金交付要綱（平成14年6月11日付け児発第3129号神奈川県福祉部長通知）に規定する補助対象経費	認定保育施設補助事業交付基準（神奈川県基準平成14年4月1日施行）に規定する認定保育施設補助事業補助基準額
児童処遇助成費加算		
特別保育費		
認定化促進事業費		
緊急通報機器整備費	児童福祉施設等緊急通報器機整備費補助金交付要綱（平成18年3月31日付け子家第7554号神奈川県次世代育成担当部長通知）に規定する補助対象経費	児童福祉施設等緊急通報器機整備費補助金交付要綱に規定する補助額の算定方法

第1号様式（第5条関係）

年度認定保育施設補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

○

年度認定保育施設補助事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 交付申請額

_____ 千円

4 添付書類

- (1) 認定保育施設台帳（別紙1）
- (2) 特別保育事業計画書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書抄本

年度認定保育施設補助金交付決定通知書

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市認定保育施設補助金について、伊勢原市認定保育施設補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 交付決定金額 _____ 千円

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況及び経費の用途について、常時明確に把握しなければならない。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (7) この補助金は、回に分割して交付する。

(事務担当は、)

第3号様式（第7条関係）

年度認定保育施設補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

請求者名称及び代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定のありました 年度認定保育施設補助金について、伊勢原市認定保育施設補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

1 交付決定通知額 _____ 千円

2 補助事業等の名称

3 既 交 付 額 _____ 千円

4 今回交付請求額 _____ 千円

5 未 交 付 額 _____ 千円

6 添付書類

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2)

第4号様式（第8条関係）

年度認定保育施設補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名



年 月 日付けで交付決定を受けた 年度認定保育施設補助事業
を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請し
ます。

1 変更（中止・廃止）の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

第5号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度認定保育施設補助事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで提出のありました変更（中止・廃止）申請書の内容を
審査した結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

（事務担当は、 ）

第6号様式(第9条関係)

年度認定保育施設補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

㊞

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度認定保育施設補助事業
について、次のとおり補助事業の内容を変更し、補助金の変更を受けたいので、関係書
類を添えて申請します。

1 補助金額

(1) 変更交付申請額 _____ 千円

(2) 既交付決定額 _____ 千円

(3) 追加(減少)補助金額 _____ 千円

2 変更の内容

3 変更の理由

年度伊勢原市認定保育施設補助金変更交付決定通知書

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査した結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 決定金額

- | | | |
|----------------|-------|----|
| (1) 変更交付決定額 | _____ | 千円 |
| (2) 既交付決定額 | _____ | 千円 |
| (3) 追加（減少）補助金額 | _____ | 千円 |

2 交付条件

- (1) 補助の対象となる事業は、年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行の状況及び経費の用途について、常時明確に把握しなければならない。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (7) この補助金は、回に分割して交付する。

（事務担当は、 ）

